

阿倍野区

ごみゼロ
リーダー^{リユース}



第 11 号

平成 29 年 11 月発行

ごみ減量フェスティバル

「ガレージセール in OSAKA TOWN」を開催しました！！



平成 29 年 10 月 14 日（土）に、大阪城公園太陽の広場でごみ減量フェスティバル「ガレージセール in OSAKA TOWN」を開催しました。

このイベントは、10 月の「ごみ減量強化月間」のメインイベントとして開催するもので、大阪市内にお住まいの皆さんから、各区 20 店ずつを募集、合計 480 店が集まる関西最大級のガレージセールです。当日は、降雨が予想されていたことから、ぎりぎりまで天気も心配されましたが、ガレージセール出店者様、出展事業者様やスタッフの願いが通じたのか、時折小雨がぱらつくものの、何とか天気も持ちたくさんの人でにぎわいました。

今回も大阪市廃棄物減量等推進員（ごみゼロリーダー）の方にスタッフとしてご参加・ご協力いただきました。雨が少し降る中、長時間にわたってのご従事本当にお疲れさまでした。おかげさまで無事実施することができました。ありがとうございました。



ガレージセールで、
楽しみながら「リユース」に
取り組みました！



古紙・衣類の持ち去り行為等の規制について

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を一部改正しました。

■ 概要と背景

近年市内において、本市が定める排出方法で地域ごとに決められた日に排出した古紙・衣類を他者が無断で持ち去る行為が多発しています。古紙等を無断で持ち去られることにより、本市が責任を持って処理することができず、その後適正に処理されているか確認もできないことから、本市の一般廃棄物処理責任を果たすことができなくなります。また、持ち去り行為を放置することは、市民の皆さんにご協力をいただきます、分別やリサイクルに対する意識の低下を招くとともに、市民の皆さんと協働で推進してきましたリサイクル制度に対する信頼を阻害することにもつながりかねません。さらには、有価での取引が行われる古紙を持ち去ることにより、本市やコミュニティ回収活動団体等に対し、財産上の損害を与えるとともに、地域における持ち去り行為対策に伴う負担などから、コミュニティ回収推進の妨げとなっています。

■ 罰則等

コミュニティ回収等を実施する団体から古紙・衣類を譲り受ける契約を締結した者以外のもの、本市及び本市が古紙・衣類の収集又は運搬を委託した者以外のものが、一般廃棄物処理計画に定めるところにより収集されている古紙・衣類(集団回収により収集されるものを除く)を収集し、運搬し、若しくは保管をした場合、または、譲受けた場合において、指導、勧告及び命令に従わない場合は、5万円以下の過料が科されます。

また、正当な理由がなく、その命令に従わないときは、命令の内容及び命令を受けたものの氏名又は名称その他命令に違反したものを特定するために必要な事項を公表する場合があります。

《編集・発行》

大阪市南部環境事業センター

大阪市西成区南津守5-5-26

TEL:06-6661-5450 FAX:06-6653-7849

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>

